

銀行借入金の個人保証の実態

従来、中小企業が銀行から借入する場合には、原則的に個人保証が求められることがほとんどだったと思います。しかし、経営者保証に関するガイドラインが公表されて7年以上経過した今、個人保証の実態はどのようになっているのか金融庁のホームページに公開されている「新規融資に占める経営者保証に依存しない割合(2020年10月時点)」をもとにみていきましょう。

◆ 経営者保証に関するガイドラインとは

経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、下記のような事項を定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援していくものです。第三者保証人についても、下記(2)、(3)については経営者本人と同様の取扱となっています。

- (1) 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は、原則として免除すること など

◆ 個人保証に依存しない融資の割合

公表された資料によると、メガバンクでは、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行は、新規融資額の4割以上に対して、経営者個人の保証を取らないで融資している実態がみえてきます。メガバンクの中ではりそな銀行がやや見劣りしていますが、名古屋圏にある主な地方銀行での実績をみると、さらに低くなっているのが実態のようです。

したがって、残りの6～8割は、経営者保証に依存し、融資先が破産すれば経営者個人の財産を投入し、賄えなければ、経営者個人も破産することになっています。

東京商工リサーチが公開したデータによると、2020年度に破産した5,552社のうち3,789人の社長が破産開始決定を受け、社長破産率は68.2%の高率に達したとのことでした。

政府は、上記ガイドラインを策定後、社長個人の資産を担保に依存した融資の姿勢を改めるよう金融機関への指導を強化してきています。しかし、実際には、銀行も与信リスクの高い中小企業には、従来の個人保証を求めてくるし、借り手側の中小企業も必要な融資額を手にするために、個人保証もやむを得ないと考える風潮もあります。コロナの収束後に様々な金融支援が打ち切られた場合に、社長個人の破産問題が社会問題化することになるかもしれません。

金融機関名	経営者保障に依存しない割合
三菱UFJ銀行	45.44%
みずほ銀行	43.80%
三井住友銀行	43.00%
りそな銀行	29.96%
愛知銀行	27.20%
名古屋銀行	26.90%
十六銀行	23.58%
中京銀行	17.74%
大垣共立銀行	16.72%

CONTENTS

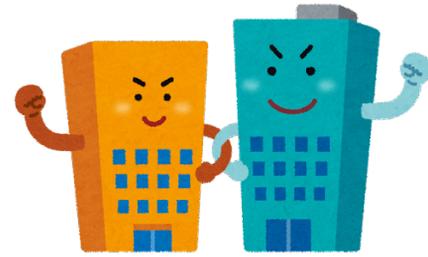
銀行借入金の

- 個人保証の実態……………P.1
- M&A仲介業者を登録制へ……P.2
- 使用人兼務役員の賞与と
使用人としての地位……………P.2
- 結婚や住所変更に伴う
不動産登記の漏れ……………P.3
- 月次支援金、
令和3年9月分も対象に…… P.3
- 来月から、インボイス発行の
事前登録が始まります…… P.4
- 高温調理は身体に悪い?…… P.5
- 9月度の税務スケジュール…… P.5
- 今月の名言録……………P.6
- 無料相談会実施中……………P.6

最新情報は
[ASAKのTwitter\(ツイッター\)](#)も
 ご利用ください!

随時更新しますので
 フォローして下さい!





M&A仲介業者を登録制へ

全国的な問題となっている中小企業の後継者不足を巡り、政府は合併・買収(M&A)の活用を強く後押ししていくくみを検討しています。仲介する支援業者を登録制にするほか、買収した企業が想定外の借金を抱えていた場合に備えた損害保険への補助制度を設けるようです。企業が安心できるM&Aの環境を整え、事業承継を円滑にしてもらう狙いがあります。

仲介や財務アドバイスを手がける支援機関への登録は、先月から受け付けが始まっています。政府が適切に支援できる業者に「お墨付き」を与えることで、利用者に選択肢を提供します。

中小企業を中心に経営者の高齢化が進み、企業を次世代にどう継いでいくかが課題になっています。東京商工リサーチの調査では、2020年の経営者の平均年齢は62.49歳と過去最高でした。

こうした状況の中で、事業承継の有効な手段の一つが、他企業に自社の経営を引き継いでもらうM&Aです。M&Aについてのニーズの高まりに伴い、仲介や財務をアドバイスする支援ビジネスも活況になっており、関連業者数は、2020年末に370社あり、10年間で1.8倍に伸びています。

業者の急増で懸念されるのが、支援の質の低下です。M&Aの手続きは法律や財務といった様々な専門知識が必要にりますが、「十分に理解していない社員もあり、まともな相談ができない」との声が出ているのも事実です。同じ支援業者が売り手と買い手の双方に関わる事例もあり、政府関係者は、「継続的な取引ができる買い手が有利になるよう契約の条件を設定するケースがあるのではないかと指摘もされています。

新たな制度は業者登録の条件として、政府が定めた指針を順守し、売却額算定の根拠や手数料の体系を顧客企業に十分に説明するよう求め、業者は手がけた案件ごとに売買価格や手数料などを報告しなければならないこととなります。政府はこれらが守られていないと判断した場合には、登録の取り消しを検討しています。

また、政府は現在、事業承継を目的にしたM&Aに対し、仲介手数料の一部を補助する制度を設けていますが、今後は登録業者の利用者に適用を限定するようです。

M&Aでは、買収する企業の抱える多額の借金や未払いの賃金が、契約後に判明するケースがあります。知らなかった債務で損害を被りかねないため、リスクを嫌ってM&Aを敬遠する経営者もいます。政府は補助制度の対象として、こうした債務に備えた保険を追加し、当事者の不安を軽減する考えもあるようです。

国はこれまで、支援機関が受け取る手数料の目安を示したり、手続きの際に他業者のアドバイスを受けられるようにしたりと、透明性の向上に取り組んできました。M&Aを支援する制度を一段と厚くすることで、支援機関の質を確保し、安心して事業承継ができる環境をつくることを目指しています。

使用人兼務役員の賞与と使用人としての地位

役員に対する賞与は、事前確定届出給与などに該当しない限り損金算入できませんが、使用人兼務役員であれば、使用人部分の賞与については、不相当に高額な部分を除き、原則、損金算入することができます。ただ、法人税法上の使用人兼務役員になれる使用人の地位は限定的であり、統括的な立場にある本部長等は、使用人の地位に該当しないとされていますので注意が必要です。

法人税法上の使用人兼務役員とは、次の2点を満たすものと定義されています。

- 取締役等の役員(社長、理事長等除く)のうち、

 - ① 部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有すること
 - ② 常時使用人としての職務に従事すること。



①の対象となるのは、部長、課長のほかに、支店長、工場長、営業所長など法人の機構上定められている使用人たる職務上の地位を有しているものですが、法人の“特定の部門の職務を統括している”ものは除かれることとなります。除外されるものとしては、本部長、事業部長などが挙げられ、例えば、総務・経理・人事等のバックオフィス事務全般を統括する立場にある取締役総務人事本部長は、使用人兼務役員に該当しないこととなります。

仮に、役職名が本部長ではなく部長であったとしても、`特定の部門の職務を統括している`“実態が伴う場合は、役職名にかかわらず、使用人兼務役員に該当しないことになってしまいます。例えば複数の営業所をまとめる立場にある取締役営業部長は、“特定の部門の職務を統括している”として使用人兼務役員には該当しません。

なお、使用人部分の賞与を損金算入するには、他の使用人への賞与と同時期に支給することも必要な要件です。

ここでいう同時期とは、必ずしも同日である必要はなく、数日のズレがあってもよいことになっています。

結婚や住所変更に伴う不動産登記の漏れ

結婚による姓名の変更や転居による住所変更により、所有している不動産の登記上の住所が変更されていないことがよくあります。これについて、現在のところは、まだ大丈夫ですが、3～4年後には、住所変更の必要性が出てきます。



◆ 法改正により罰金も

今年4月に不動産登記法が改正され、不動産の登記名義人の氏名、名称や住所が変更した場合、2年以内の変更登記の申請が義務化されました。不動産の名義人が会社など法人である場合も、名称変更や本店移転があれば同じく変更登記の申請が義務づけられました。

正当な理由なく、この義務に違反して変更の登記の申請を怠ると5万円以下の過料に処せられるとされています。

これまで、変更の登記をしないまま何年も、あるいは何十年も放置する例が少なからずありました。このため所有者不明の土地が全国に多数発生し、土地の利用や活用の妨げとなったり、隣接する土地への悪影響が生じたりしていましたので、今年、義務化されるに至りました。

この義務は、施行日より前に氏名や住所の変更があったケースにも適用されます。ただし、その場合の登記申請すべき2年の期間は「変更日または施行日のいずれか遅い日から2年が経過するまで」とされています。したがって、施行日から2年以内に申請すればよいことになります。

今のところ、施行日はまだ決まっておらず、施行日を定める政令が出るのは公布の日である2021年4月28日から2年以内、施行日は公布日から起算して5年を超えない範囲内とされています。2024年ごろ以降には、申請の義務が発生する可能性があります。今、直ちに申請しなくても大丈夫です。今後の施行日のニュースに注意しておいてください。

◆ 申請方法は簡便に

なお、実際の申請方法ですが、従前は、自身で、あるいは司法書士に依頼し、必要書類を整えて法務局に氏名や住所の変更の登記申請をしていましたが、今後は、当事者からの申請があれば、登記官が住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、情報を得て変更登記をするといった簡便な仕組みが検討されています。具体的な手続き方法が周知されてから申請すればよいと思います。

ちなみに、不動産について相続の登記を義務化する法律もできています。不動産を取得した相続人が取得を知った日から3年以内の登記を義務づけられ、怠った場合の過料は10万円以下です。相続が発生した場合には、別途注意が必要です。

月次支援金、令和3年9月分も対象に

緊急事態措置やまん延防止等重点措置で、大きな痛手を被った中小企業や個人事業主（売上が50%以上減少した事業者）の支援策「月次支援金」が実施されています。

この補助金は、月ごとに申請し、月ごとに判定されますが、令和3年9月も対象月となることが発表されました。

初めて申請される場合は、申請前に「登録確認機関での事前確認」が必要になります。

この期限は申請期限より数日前となっていますので、ご注意ください。

各月の申請期間、及び事前確認の受付期限は右表の通りです。

対象期間	申請期間	事前確認の受付期限
7月分	2021年8月1日～9月30日	2021年9月27日
8月分	2021年9月1日～10月31日	2021年10月26日
9月分	2021年10月1日～11月30日	2021年11月25日



なお、月次支援金に関する詳しい情報は、下記の経済産業省のホームページでも確認できますので、参考にしてください。

(経済産業省 月次支援金 : https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

具体的なお手続きについて、弊社でお手伝いさせていただくこともできますので、お気軽にご相談ください。

来月から、インボイス発行の事前登録が始まります

再三のご案内にはなりますが、2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

この登録申請が、来月、2023年10月1日からスタートします。

◆ インボイス制度とは

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上げに係る消費税額から、差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。これを“適格請求書等保存方式”(インボイス制度)といいます。

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

※ 制度の概要は、2020年12月発行の「No. 172号」にて詳細をご紹介しますので、ご参照ください。

「区分記載請求書」 (イメージ)	
請求書	
〇〇御中	
◎年□月分 21,800円 (税込)	
□月1日 牛肉 2kg	※ 5,400円
□月8日 割りばし4組	5,500円
~~~~~	
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)
△△(株)	
「※」は軽減税率対象であることを示します。	

### ◆ 適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

#### (1) 登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

#### (2) インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

#### (3) 交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付をしなければなりません。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。)
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る。)

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

### ◆ 注意事項

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、**2023年10月1日から、2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出**しなければなりません。

なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはなりませんのでご注意ください。

## 高温調理は身体に悪い？

やり方によって健康にも不健康にもなるのが、日々の食習慣。同じ食材でも調理法一つで、身体によくない物質の量が変化します。今回は、高温調理の危険性についてご紹介します。

### ◆ 高温調理が身体に悪いのはなぜ？

揚げたり、炒めたりする高温調理は、カロリーが高くなるだけでなく、最終糖化産物「AGE」を発生させます。AGE はたんぱく質と糖が結びついたもので、高温調理による化学反応で増えます。AGE は、血管に蓄積すると心筋梗塞や脳梗塞、骨に蓄積すると骨粗しょう症、目に蓄積すると白内障を引き起こす一因になります。また、AGE の一種には発ガン性物質「アクリルアミド」も含まれ、頻繁に摂ることでガン発生率が高まると考えられています。

AGE 等は加熱によって発生し、トンカツ、唐揚げ、ステーキ、焼き鳥などの高温調理した動物性脂肪食品は AGE が増加します。また、ポテトチップスやフライドポテトは、大量のアクリルアミドを含むことがわかっています。

### ◆ AGE等を増やさないためには、低温調理が決め手

AGE やアクリルアミドをなるべく体内に摂らないようにするためには、高温調理を避け、低温調理をするのがおすすめです。

同じ食材でも、調理法が違っただけで AGE 量がかなり違ってきます。生で食べられるものなら、そのまま食すことが最も AGE 量が少なく、茹でる→炒める→揚げるの順に AGE 量が多くなります。

同じ食材を摂るなら、なるべく生食や低温調理をした方が健康的な食習慣といえます。

### ◆ 手軽にできる低温調理法

40～60度以下で加熱調理する低温調理法は、たんぱく質が変性しないため栄養が壊れにくく、AGE の大量発生を抑えられます。温度管理ができる低温調理機も販売されていますが、本格的な調理機器がなくても低温調理は気軽にできます。ただし、低温調理はやり方によって火が通らず、食中毒の心配もあるため、きちんと火が通っているか確認してから食べるようにしましょう。揚げ物を食べる時には、生野菜や酢の物と組み合わせるなど、食のバランスをとるのもおすすめです。ぜひ、AGE量を意識した健康的な食生活にも関心をもってみてください。

食品名(調理法)	AGE値 (ku/100g)	通常量 (g)
牛肉(生)	707	90
牛肉(ステーキ/超レア)	800	90
牛肉シチュー	2,657	90
牛肉(ステーキ/フライパン)	10,058	90
牛肉(直火焼き)	7,497	90
フランクフルト(直火焼き)	11,270	90
フランクフルト(ゆでる)	7,484	90
ミートローフ	1,862	90
ミートボール	2,852	90
ハンバーガー	5,418	90
鶏肉(バーベキュー)	8,802	90
鶏肉(水炊き)	957	90
鶏肉(焼く/フライパン)	4,938	90
鶏肉(唐揚げ)	9,732	90
鶏肉(蒸し焼き)	769	90
鶏肉(丸焼きバーベキュー/皮つき)	18,520	90
ベーコン	91,577	13
ソーセージ(生)	1,861	90
ソーセージ(焼く/フライパン)	5,426	90
豆腐(生)	488	90
豆腐(軽くソテー)	3,569	90
豆腐(ゆでる)	628	90
卵(目玉焼き)	2,749	45
卵(スクランブルエッグ/1分)	173	30
卵(オムレツ/低温12分)	223	30

## 9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付	納 期 限 9月10日(金)
7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 9月30日(木)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	

## 今月の名言録

### 勇気づける言葉

相手のいった言葉にひっかからないようにしなさい。

すぐひっかかってしまうんだから、

わざわざひっかかりにこっちから行くあわてものがいる。

とにかく一日の人生を生きるときに、お互いの気持ちに勇気をつける言葉、喜びをわかち合う言葉、聞いても何となく嬉しい言葉をいい合おうではないか。

人間の気持ちは誠におそろしいものである。

たとえ医学上からみれば助からないような病人の枕元に行っても、

こちらが元気で積極的態様のときには、その人間の状態がずうっと良くなってしまふものだ。

私はそれで、どれほど危篤になっている人間を助けてきたかわからない。

「さあ心配するな！俺が来たからもう大丈夫だから、いいか！俺が駄目だといったら覚悟しろ。

俺が駄目だといわなければ大丈夫だから！」というずうっと勇気が出てくるものです。

だから私はいつもいう。

お互い勇気づける言葉、喜びを与える言葉というような積極的な言葉を使う人が多くなれば、

この世は期せずして、もっともっと美しい平和な世界になる。 （「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊）



### 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

### 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

